



燕市監委告示 第 6 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年12月1日

燕市監査委員	五十嵐昭五
同	大久保重孝
同	山崎雅男

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施概要

(1) 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

(2) 監査の対象団体

令和 2 年度に燕市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせた施設のうち、次の施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

指定管理者名	施設名	所管部署
粟生津親栄会	燕市粟生津公民館 燕市粟生津体育センター	社会教育課

(3) 監査の期間

令和 3 年 8 月 2 日（月）～ 11 月 25 日（木）

ヒアリングの実施 日 時： 10 月 8 日（金） 午後 1 時 10 分～2 時 30 分

場 所： 燕市粟生津公民館

(4) 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力が行われているか。
- ・施設管理に係る収支会計経理は、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る出納関係帳簿・記帳などは、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る各種諸規程は、整備されているか。

2 監査対象「団体」の概要

(1) 名称と構成

代 表 者	荒木 正美
所 在 地	燕市粟生津 623 番地 1
設 立 年 月 日	昭和 58 年 5 月 16 日

構 成	≪ 役 員 ≫ 会長：1人、副会長：4人、幹事長：1人 事務局長：1人、会計：2人、企画広報委員長：1人 企画広報副委員長：1人、企画広報委員：6人 幹事：26人、監事：3人 計46人 ≪ 職 員 ≫ 正規職員3人、非正規職員2人 計5人
-----	---

(令和3年4月1日現在)

(2) 主な業務・事業内容

(1) 体育・文化・レクリエーションに関する事業 (2) 市主催の関係事業への積極的参加及び、センターとの各種共催事業の実施 (3) 会員相互の研修及び親睦のための事業 (4) 青少年健全育成の推進に関する事業 (5) 他団体との連絡調整及び協力 (6) その他目的達成に必要な事項
--

(3) 監査の対象とした指定管理施設

施設の名称	燕市粟生津公民館 燕市粟生津体育センター
指定管理期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
指定管理料 (令和2年度)	9,390,000円

3 監査対象「施設」の概要

(1) 施設の概要 燕市粟生津公民館 燕市粟生津体育センター

- ・設置目的：地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養向上、健康の増進、情操の純化、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上、社会福祉の増進に寄与すること。
- ・所在地：燕市粟生津623番地1
- ・竣工：昭和56年3月
- ・施設の構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建
- ・敷地面積：3303.0㎡
- ・床面積：2377.78㎡
- ・開館時間

曜日	開館時間
月曜日～土曜日（火曜日を除く）	午前9時～午後9時30分
火曜日	午後5時～午後9時30分

日曜日及び祝日	午前9時～午後5時
---------	-----------

- ・休館日：12月29日から翌年の1月3日まで
- ・使用料

(燕市粟生津公民館)

室名	金額 (30分あたり)	室名	金額 (30分あたり)
第1会議室	100円	第2会議室	300円
第1研修室	200円	大会議室	500円
第2研修室	200円	いこい室	150円
調理実習室	350円		

(燕市粟生津体育センター)

施設区分	利用単位	利用範囲	金額(1人)
競技場	30分	全面	750円

(2) 令和2年度施設利用実績(令和2年度事業報告書より抜粋)

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1階 会議室	21	0	14	40	15	36	38	57	27	4	65	33	350
1階 研修室	24	48	96	126	79	74	55	50	110	28	72	158	920
1階 図書館	2	0	9	28	28	26	36	26	27	13	4	14	213
1階 調理室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いこい 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2階 会議室	0	0	0	0	0	0	16	5	29	12	0	40	102
2階大 会議室	30	0	231	220	132	167	182	185	252	127	175	280	1,981
計	77	48	350	414	254	303	327	323	445	184	316	525	3,566
体育館	12	20	538	1,000	901	797	1,188	1,162	1,134	1,141	748	1,365	10,006
合計	89	68	888	1,414	1,155	1,100	1,515	1,485	1,579	1,325	1,064	1,890	13,572

(3) 令和2年度施設利用料金の収入状況(令和2年度事業報告書より抜粋) (単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1階 会議室	0	0	280	320	200	320	320	320	320	100	320	320	2,820
1階 研修室	0	560	1,320	20,520	2,280	7,080	1,320	2,760	2,280	660	660	660	40,100
1階 図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1階 調理室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デイ サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2階 会議室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2階 大会議室	360	0	1,080	1,560	1,680	3,960	5,880	5,400	5,400	3,480	4,920	5,400	39,120
計	360	560	2,680	22,400	4,160	11,360	7,520	8,480	8,000	4,240	5,900	6,380	82,040
体育館	450	0	9,150	9,750	7,800	7,650	7,050	7,350	7,350	6,900	4,650	9,000	77,100
合計	810	560	11,830	32,150	11,960	19,010	14,570	15,830	15,350	11,140	10,550	15,380	159,140

※体育館の施設使用料は施設所管課である社会教育課が処理している。

(4) 令和2年度の収支状況

(収入)

(単位:円)

項目	内 訳	金 額
指定管理料	人件費、事業費、管理費	9,390,000
事業収入	自動販売機電気料	29,112
	自動販売機地代	5,436
諸収入	預金利息	24
繰越金	令和元年度繰越金	180,507
収入合計(A)		9,605,079

(支出)

(単位:円)

項目	内 訳	金 額
人件費	館長、事務職員、夜間管理人、清掃員	4,578,889
事業費	灯りの祭典2020	56,156
消耗品費	新聞代・コピー機使用料・消耗品等	686,391
修繕費	施設維持修繕	732,083
光熱水費	電気料金・ガス料金・水道料金	986,886
燃料費	ガソリン代・灯油代等	23,867
通信運搬費	電話料金等	149,738
手数料	浄化槽検査等	36,340
委託料	保安管理業務委託料等	1,649,812

使用料及び賃借料	印刷機・ダスキンの借上料・NHK 放送受信料	105,505
公課費	自動車重量税	8,200
保険料	雇用保険料・労災保険料・自動車保険料	93,869
負担金	印紙代	1,400
返還金	コロナ禍の影響による返還金	296,856
繰越金	令和3年度会計へ	199,087
支出合計(B)		9,605,079

収入合計(A)-支出合計(B) = 0円

(5) 令和2年度の業務実績（令和2年度事業報告書より抜粋）

①維持管理業務実績

作業項目		実施日	実施体制	内容
清掃	(日常)	毎週月・水・金	1人	トイレ・各部屋の清掃(9:00~12:00)
	(定期)		委託	特別清掃(床ワックス・空調機清掃)
	(定期)		委託	樹木の予防 樹木の剪定・冬囲い、冬囲い外し
保守・点検	(日常)	午前9時~	1人	消防用設備等の点検・火気設備器具の点検
	(定期)	毎月1回	委託	浄化槽維持管理・清掃
		2年に1回(10月)	委託	特殊建築設備定期検査
		年2回(4月・10月)	委託	自動ドア点検
		年1回	委託	電気工作物点検
		年1回	委託	防火対象物定期点検
		年1回	委託	防火設備定期点検
年2回(10月・3月)	委託	消防設備保守点検		
保安・警備	(日常)		委託	自動警報装置による侵入・火災の警備
小規模修繕	(随時)	7月1日 7月1日 11月27日 12月28日 3月30日		公用車 スピーカー一式取替 公用車 車検整備一式 2階大会議室 窓水抜き穴あけ 公用車 エンジンオイル・バッテリー交換 玄関前 敷きマット交換

②教室・イベント等業務実績

教室・イベント名	開催日	参加者数	内容
映画まつり	中止	0人	コロナ禍の影響による
真夏の祭典2020	中止	0人	コロナ禍の影響による
吉田まつり参加	中止	0人	コロナ禍の影響による
公民館講座I (観葉植物の寄せ植え)	中止	0人	コロナ禍の影響による

合同文化祭 (秋・彩・祭)	10月18日(日)	規模縮小	今回はコロナ禍の影響により、規模を縮小し、小学校を中心とした児童の作品展示などで秋の芸術文化に親しんでもらった。
灯りの祭典 2020	6月～3月末	規模縮小	第4回目となる「灯り」をテーマにしたイベントは、コロナ禍の影響により規模を縮小して行った。保育園からは、園児の作品を作ってもらい、園内の展示や卒園式等で飾ることができた。小学校からは、児童が灯籠に絵を書き、授業参観日などで作品を見てもらった。卒業式には卒業生の花道に灯籠を並べ飾ることができた。また、6月初めから栗生津体育文化センターの外壁などをブルーにライトアップし、医療従事者へ感謝の気持ちを表した。
地域探訪	中止	0人	コロナ禍の影響による
公民館講座Ⅱ (クリスマスリース作り)	中止	0人	コロナ禍の影響による
栗生津体育文化 センター大清掃	12月7日(月)～ 12月20日(日)	100人	通年、栗生津体育文化センターを利用している団体の皆さんから協力してもらい、日にちを分散しながら大掃除をすることができた。

4 監査の結果・意見

(1) 調査、聴き取り、実地による確認事項

- ① 新型コロナ感染症防止対策として、公民館の玄関に手指消毒用のアルコール設置、利用者のマスク着用、部屋の換気、使用した備品の消毒、利用者名簿の提出を求める等の対策をとっていた。さらには、施設管理者からのお願いと利用者へのお願いという文書を館内に掲示したり、利用者に対し注意事項のチラシを配布したりしていた。
- ② 施設の所管課である社会教育課は、体育館の冷房設備設置について、多額な費用がかかるため、今後の施設の大規模改修等を実施する際に検討するとしている。また、机・椅子の軽量品への取替についても、損傷具合等を確認しながら、計画的に整備を検討するとしている。
- ③ コロナの影響により、規模を縮小しての「合同文化祭」と「灯りの祭典 2020」の実施となった。チェックリストや消毒、展示する参加団体の縮小、会場の分散、県のブルーキャンペーンに参加する等の工夫が見られた。一方で、保護者や家族が多く、時間や人の流れの調整が難しかったこと、作品を大勢の人からみてもらえなかったこと等の課題もあった。
- ④ 施設の所管課である社会教育課としては、毎月、施設から提出される事業報告書と併せ、担当者が訪問をして、施設の利用状況や故障箇所等の確認を行っているとしている。
- ⑤ 指定管理料について、「人件費、事業費」用口座と「指定管理費」用口座、2つに分けて運用していた。1つの口座で管理することが望ましいため、今後口座を1つにして管理していくとしている。

- ⑥ 事務職員1名が現金の払出や通帳(2冊)及び印鑑の管理、会計事務を行っていた。通帳と印鑑は金庫に保管し、金庫のカギは、カギのかかる箱の中に入れ、書棚で保管をしている。支出の際は、館長から確認をしてもらっている。

(2) 意見

施設利用者へのコロナウィルス感染症対策として、マスク着用、使用備品、施設の消毒や利用者名簿の作成等、適切に対応をしている点は評価できる。今後、施設利用者及び施設職員の安心・安全を確保するためにも、自動検温器等の設置についても検討されたい。

会計処理については、指定管理料の収支状況を明確にするため、現在の2口座から1口座へ変更し、通帳と銀行印については2人以上で別々に管理されたい。また、現金管理については、パソコン内で現金出納帳を管理するだけでなく、必ず印刷し2人以上で週1回は確認するよう努められたい。今後も施設の安全対策や利便性の向上を図るとともに、利用者ニーズの把握に努め、地域の住民から愛される魅力ある施設となるよう努められたい。

(3) 社会教育課への意見

所管課としては、施設運営上の課題について迅速かつ的確に把握するためにも、日ごろより指定管理者と綿密な連絡、連携を図り、施設運営に協働の意識を持ち対応されるよう努められたい。特に、利用者及び指定管理者の安全、安心に関する施設・備品類の整備については、所管課として現状を把握、検討し、時期を逸することなく適切な対応に努められたい。